

第5章 実現化の方策

第5章 実現化の方策

1. 実現化に向けたまちづくりの進め方

1.1. まちづくりを推進するための考え方

少子化・高齢化の進展や価値観の多様化などによって、地域におけるニーズが一層多様化・高度化しています。そのため町の将来像の実現には、住民をはじめ、事業者・NPO、行政などとともに地域ごとに課題を把握・共有し、魅力あるまちづくりを推進する必要があります。

1.2. 協働によるまちづくり

(1) まちづくりにおける役割

町民、事業者・NPO、行政のまちづくりにおける役割を、下記に整理し、協働のまちづくりを推進します。

■町民、事業者・NPO、行政の役割

町民の役割	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりの主役として、地域活動への参加をはじめ、まちづくりに関する意見交換会や住民説明会に積極的に参加し、知識や意識を共有します。・まちづくりに関する十分な議論とともに合意形成を図りながら、行政などと一体となったまちづくりを行います。
事業者・NPOの役割	<ul style="list-style-type: none">・事業者・NPOにおいては、事業を通じた地域産業の活性化と、経済効果の増幅に貢献します。・地域の構成員として、地域社会と調和をはかりつつ公益的な活動に積極的な参加、協力を行います。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">・行政は、総合的な視点により都市計画の立案、各種事業の計画を横断的に連携して進めます。・まちづくりの必要性、実施方法及びその過程などを情報提供するとともに、各主体によるまちづくり活動への支援を進めます。

(2) 住民主体のまちづくり活動の支援

各自治会や村づくり協議会などの自主的な活動を引き続き支援するとともに、行政との役割分担のあり方や、活動の自由度が高まるような支援手法の検討を進めます。また、地域活動へ気軽に参加でき、住民相互の組織づくりや信頼関係向上につながるよう、活動の積極的なPRやきっかけづくりに努めます。

(3) 先導する人材の育成・発掘

人口減少・高齢化により、地域のリーダーが複数の団体の役職を担うなど、リーダーの負担が重くなる傾向がみられます。こうした負担の軽減を図り、新たな活動展開を図るためにも、地域を先導する人材の育成・発掘を進めます。また、地域おこし協力隊などの外部人材の投入や、集落の見守りを主眼にした「集落支援員」を配置し、地域活動の活性化を支援します。

(4) ボランティアや NPO 団体の育成・活動支援

ボランティア活動の普及・啓発のため、ボランティア教育や参加のきっかけづくりを行います。また、ボランティア活動を支えるため、社会福祉協議会への支援を引き続き行っていきます。

NPO 法人や NPO 活動に関する知識や情報を町民に提供し、NPO 活動に対する気運を高めていきます。

(5) 都市計画制度の活用

町民などが行政の作成する計画案に対して意見を述べるだけでなく、より主体的に都市計画に関わるための制度として、都市計画提案制度があります。

都市計画提案制度は、対象となる地域の土地の所有者、まちづくり NPO、開発事業者などが都市計画の案を提案することができる制度です。

今後は、こうした制度の活用を推進し、まちづくりや都市計画に対する町民の関心を高め、主体的な参画を促進します。

また、身近な生活空間において、町民や地域内の土地の権利者などが参画し、地域の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事柄を定める制度として、地区計画制度があります。

地区計画制度は、生活に密着した身近な地区において、土地や建物の所有者などが主体となって話し合い、考えを出しながら地区の将来像を描き、その実現に向けて身近な生活環境を整備したり、保全したりするきめ細やかな都市計画の制度です。

魅力あるまちなみの実現、土地の有効利用の促進など、自分たちが住むまちをより良いものにしていくためには、きめ細かなルールを設けることができる地区計画制度が有効であり、地区計画制度を活用しながら、地域住民が主体となった計画・ルールづくりを推進します。

2. 実現化に向けた取組

今後 10 年間で計画の具体化を予定している主な都市施設などは次のとおりです。

■実現化に向けた主な取組

<今後 10 年間の都市計画道路整備計画>

路線番号	路線名	幅員(m)	計画起終点 又は計画位置	整備予定年度	計画延長(m)	備考
3-5-200	(都) 上郡駅前線	19	JR 上郡駅前	事業中～R10 年	121m	上郡駅前土地区画整理事業 (電線地中化)
	駅前広場	—	〃	〃	3,000 m ²	
3-6-605	(都) 駅西線	17	JR 上郡駅前	事業中～R10 年	289.2m	

<今後 10 年間の下水道の整備計画>

施設名	内容	整備予定年度
上郡浄化センター	前処理施設設備工事	事業中～令和 5 年
	電気・機械設備更新工事	令和 7 年～令和 11 年
岩木浄化センター	接続管工事	令和 6 年～令和 8 年

3. マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、定期的に見直しを行うものとされており、「上郡町第5次総合計画」や兵庫県が策定する「西播磨地域都市計画区域マスタープラン」の今後の改定を踏まえ、上郡町都市計画マスタープランの見直しを実施します。

また、人口、土地利用動向、産業構造、行財政、関連する計画の策定などにより、都市計画マスタープランを構成するフレームが大きく変化した場合には、随時、見直しを検討します。

